
エムアイあんしんゴルフプラン
「総合生活保険(ゴルファー補償)」／
エムアイあんしん家庭賠償責任プラン
「総合生活保険
(傷害補償+個人賠償責任補償特約)」

ご加入のしおり

(「保険金をお支払いする主な場合」
「保険金をお支払いしない主な場合」)

株式会社 エムアイカード
保険担当
〒104-6212 東京都中央区晴海1-8-12
0120-248-557 (通話料無料)
受付時間 / 午前10時～午後6時(土曜・日曜・年末年始を除く)
<https://insurance.micard.co.jp>



目次

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) …… P1
エムアイあんしんゴルフプラン 「総合生活保険(ゴルファー補償)」 …… P9
エムアイあんしん家庭賠償責任プラン 「総合生活保険(傷害補償 +個人賠償責任補償特約)」 …… P17
サービスのご案内 …… P23

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、
ゴルファー補償、ハンター補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につき

ましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約
●住宅内生活用財産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約
●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、
ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットした場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項（☆）*2となります。
他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

②総合生活保険（こども総合補償）

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

生年月日、他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

③総合生活保険（個人賠償責任補償、ゴルフアー補償、ハンター補償）

他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項（☆）とはなりません。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人



死亡保険金受取人の指定はできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルフアー補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明いたしますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、

共同して利用すること

- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルフ補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- クレジットカードの解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求め場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故時の連絡先は下記の保険金請求受付係連絡先をご参照ください。

保険金請求受付係連絡先

東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部
東京傷害保険第二コーナー 03-6632-0694
(受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く))

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
《お問い合わせ先》にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動火災保険株式会社

エムアイあんしんゴルフプラン(総合生活保険 (golfer補償))補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技またはケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷

*2ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただしテニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを

ください。
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方
地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

し、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意

保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡され ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金 後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し します。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生 じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失に よって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によっ て生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為また は犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生 じたケガ
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額 を支払います。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度と なります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケ ガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケ ガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、 ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っ ている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、 猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従 事している間に生じた事故によって被ったケガ ・外科手術等の医療処置(保険金が支払われる ケガを治療する場合を除きます。)によって生 じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含 院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じ す。ただし、事故の日からその日を含めて180日 に対してはお支払いできません。また、支払対象 数)は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガ 金は重複してはお支払いできません。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技 場でのフリー走行等を行っている間に生じた事 故によって被ったケガ ・むうちう症や腰痛等で、医学的他覚所見のない もの ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科 り手術料の算定対象として列挙されている手術*1 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5 術)の額をお支払いします。ただし、1事故につ の日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り ます。 *1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があ *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められ 厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごと める施設基準に適合する病院または診療所等に に限り)をいいます(詳細については厚生 ジをご参照ください。)なお、療養を受けた日現 度の給付対象になっている療養は先進医療とは 険期間中に対象となる先進医療は変動する可能 *31事故に基づくケガに対して入院中と入院中 けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみ	・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">傷害補償基本特約十ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約</p>	<p style="text-align: center;">通院保険金</p>	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じず。ただし、事故の日からその日を含めて180日に対しては、お支払いできません。また、支払対日数は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院はお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」*1に含みます。</p> <p>*1ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャスプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、副子等およびハローベストをいいます。</p>	<p>めて180日以内に通院した額をお支払いしませを経過した後の通院象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>た、通院保険金が支払保険金は重複しては所定の部位にギプス日数」に含みます。</p> <p>ーレ、副子・シーネ・PTBブレース、線</p>
---	--	--	--

【賠償責任に関する補償】

個人賠償責任補償特約十ゴルフ賠償責任補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合</p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象とはできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保されたときには、補償が重複することがあります。ご加入内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>*2ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内等で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p>

- 受託品の電氣的または機械的事故
- 受託品の置き忘れまたは紛失*³
- 詐欺または横領
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

- * 1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- * 2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- * 3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</p> <p>■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。）</p> <p>■ゴルフクラブの破損、曲損*¹</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>*ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*¹に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>* 1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホール、1名以上の他の競技者を伴ったゴルフのプレー中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いし</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1</p> <p>*1同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競</p> <p>*2慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴ</p>	<p>ールを正規にラウンドのいずれかのホールインワンまたはアルバトロス等*1のいずれかができるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>れた場合には、保険</p> <p>険契約を他にご契約</p> <p>いただいても、</p> <p>度額となります。</p> <p>険契約にご加入いた</p> <p>およびゴルフ場の支</p> <p>もしくはアルバトロ</p> <p>ものご提出が必要</p> <p>技委員、先行・後続</p> <p>ィ以外の者で、保険</p> <p>ゴルフプレーを行わ</p> <p>ルフ場に対する記念</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である</p> <p>場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ</p> <p>場で達成したホールインワンまたはアルバト</p> <p>ロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である</p> <p>場合、その保険の対象となる方が実際に使用さ</p> <p>れているゴルフ場で達成したホールインワンま</p> <p>たはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が</p> <p>達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>

このパンフレットは総合生活保険（ゴルファー補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

エムアイあんしん家庭賠償責任プラン(総合生活 保険)補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

●「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保
*1ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」により被ったものをいい、
中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩
については、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください

*2交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
- 運行中
てから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用
- 交通乗用具*3の火災による事故

*3自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、
その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

険金をお支払いします。[交通事故傷害危険のみ補償特約セット]
有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食
のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケース
い。

交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口を入っ
されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
等
者用の車いすも含まれます。)

保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡され ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金 後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し します。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生 じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失に よって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によっ て生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為また は犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生 じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケ ガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケ ガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われる ケガを治療する場合を除きます。)によって生 じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技 場でのフリー走行等を行っている間に生じた事 故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のない もの ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロ プレーン等に搭乗している間に生じた事故に よって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業ま たは整理作業をしている間のその作業によるケ ガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清 掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗 している間のケガ
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後 遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額 の4%~100%をお 支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度と なります。	等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせた場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的事故または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失*4 ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> *1保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な

- 施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- * 3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
 - * 4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
 - * 5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償＋個人賠償責任補償特約）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

お問い合わせ先

■取扱代理店：株式会社 エムアイカード

〒104-6212 東京都中央区晴海 1-8-12

TEL：0120-248-557（通話料無料）

（受付時間/午前10時～午後6時 土曜・日曜・年末年始を除く）

■引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）本店営業第六部 営業第一課

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・メディカルアシスト

自動セット

受付時間*1：24時間365日付



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00～18:00
・税務相談 : 14:00～16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00～18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00～16:00



0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・介護アシスト

自動セット

受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00～17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00～17:00



0120-428-834

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 2親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。